

## 室蘭市土地建物安全安心改修資金融資取扱要綱

平成17年3月25日制定

平成18年4月24日改定

平成21年3月19日改定

平成25年4月 1日改定

平成28年4月 1日改訂

(趣旨)

**第1条** この要綱は、室蘭市土地建物安全安心改修資金融資規則（以下「規則」という。）に基づく融資、資金の預託及び工事等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において使用する用語の定義は、規則にて使用する用語の例による。

(取扱金融機関)

**第3条** 規則第4条第1項第4号の市長が別に定める取扱金融機関は、次のとおりとする。

- (1) 株式会社北洋銀行市内各支店及び登別支店
- (2) 株式会社北海道銀行市内各支店
- (3) 室蘭信用金庫本店、市内各支店及び鷺別支店
- (4) 伊達信用金庫市内各支店及びわしべつ支店

(預託契約)

**第4条** 規則第7条の融資の資金の預託は、市長と取扱金融機関との間で預託契約を締結して行うものとする。

2 前項の預託は、単年度とし、その期間は、市の会計年度によるものとする。

(融資枠の設定)

**第5条** 取扱金融機関は、規則第7条の規定により、預託を受けた額の2倍以上の額の融資枠を設定するものとする。

(預託する額)

**第6条** 市長は、取扱金融機関が第19条第1項の規定により提出する新規融資実行報告における融資額の2分の1に相当する額を、預託するものとする。ただし、新規融資実行報告の日現在における預託額が、同日における融資残高から算出した必要預託額以上である場合には、追加の預託をしないことができる。

2 市長は、取扱金融機関が第19条第3項の規定により提出する融資状況報告における融資残額の2分の1に相当する金額が、既に預託している額に満たないときは、その満たない額を返還させることができるものとする。

3 市長は、取扱金融機関において年度末における融資残額があるときは、次年度において当該

取扱金融機関と預託契約を締結するものとし、その場合の預託する額は、当該年度末の融資残額の2分の1に相当する額とする。

(融資利率)

**第7条** 規則第10条に規定する別に定める融資の利率の基準は、

次のとおりとする。ただし、金融情勢の著しい変化その他相当の理由がある場合には、市長と取扱金融機関との協議により、別に利率を定めることができる。

(1) 償還期間が5年以内の場合は、都市銀行における長期プライムレート（3年を超えるもののうち最も低いレートのもの）のうち、次項に定める利率改定日に対応した改定基準日時点において最も多くの金融機関が採用している利率とする。

(2) 償還期間が5年を超え10年以内の場合は、前号に定める利率に0.3%を加えた利率とする。

(3) 融資の利率は、取扱金融機関に対する融資の申込みの日時点の利率とし、固定利率とする

2 融資の利率は、利率改定日（次の各号に掲げる日をいう。）に改定するものとし、当該利率改定日における改定基準日は、当該各号に定める日とする。

(1) 4月1日 同年の3月1日

(2) 10月1日 同年の9月1日

3 市長は、融資のあっせんの申込みをする者に対して、融資の利率を知らせるものとする。

(預託利息)

**第8条** 取扱金融機関は、現に預託を受けている額に対する利息について、預託契約において定める預託利率に応じて算出された額を市に支払うものとする。

(融資金の返還措置)

**第9条** 取扱金融機関は、資金の融資を受けた者が、規則、この要綱その他の融資条件に違反したときは、市長と協議の上、その資金の償還期間前であっても、融資額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(協議)

**第10条** 市長は、金融情勢の著しい変化その他相当の事由が生じたときは、融資の資金の預託その他融資について取扱金融機関と協議することができるものとする。

(連絡調整)

**第11条** 市長と取扱金融機関は、融資の申込み及びその資金を明らかにするため、相互に必要な連絡調整を行うものとする。

(事前相談)

**第12条** 規則に基づく融資を受けようとする者は、市長に事前相談の申込みをすることができる。

- 2 前項に基づく事前相談の申込みは、融資事前相談申込書（様式第1号）によるものとする。
- 3 市長は、第1項に基づく事前相談の内容が規則に基づく融資の対象であることを認めた場合にあっては、仮審査申込書（様式第2号）の仮審査実施依頼書欄に必要事項を記入・押印の上、事前相談者に交付するものとする。

（仮審査）

**第13条** 規則に基づき融資を受けようとする者は、取扱金融機関に融資の仮審査を申し込むことができる。

- 2 前項に基づく仮審査の申込みは、融資仮審査申込書（様式第2号）（前条第3項の規定による必要事項の記入・押印があるものに限る。）によるものとする。
- 3 前項に基づく仮審査の申込みに必要な書類は、融資を受けようとする取扱金融機関の定めるところによる。
- 4 第1項に基づく仮審査の申込みを受けた取扱金融機関は、審査の結果を仮審査結果通知書（様式第3-1号及び様式第3-2号）により申込者及び市長に通知するものとする。
- 5 取扱金融機関は、前項の融資の可否の決定にあたり、必要な条件を付すことができる。
- 6 取扱金融機関から融資できない旨の通知を受けた者は、規則第13条に基づくあっせん申込みをすることができない。

（融資あっせん申込書）

**第14条** 規則第12条に規定される融資あっせんの申込みは、融資あっせん申込書（様式第4号）に、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、市長が認めるときは、その一部を省略することができる。

- （1）仮審査結果通知書
- （2）住民票または同意書（様式第13号）
- （3）工事見積書
- （4）工事対象の土地等に係る固定資産税納税証明書
- （5）滞納無証明書または同意書（様式第13号）（申込者及び対象宅地等に係る市民税）
- （6）工事対象の土地等に係る不動産登記事項証明書
- （7）工事同意書（様式第5号）（あっせん申込者と所有者が異なる場合に限る）
- （8）施行計画書（対象工事の内容が確認できる図面）
- （9）本人確認資料（運転免許証等の写）
- （10）所有者との関係を確認できる書類（戸籍抄本 等）
- （11）施工業者の所在地を確認できる書類（会社登記簿 等）
- （12）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（融資あっせん決定書）

**第15条** 規則第13条に規定される融資あっせんの決定の通知は、融資あっせん決定書（様式第6号）によるものとする。

(融資の申込制限)

**第16条** 規則第14条に基づく融資の申込みは、第13条に基づく仮審査により、融資ができる旨の通知を受けた取扱金融機関にのみ行うことができる。

(融資の可否決定通知書)

**第17条** 規則第14条第2項に規定される資金融資の可否決定の通知は、融資の可否決定通知書(様式第7号)によるものとする。

(工事完了届と工事完了確認通知書)

**第18条** 規則第16条に規定される工事完了の届出は、工事完了届(様式第8号)によるものとする。

2 規則第17条に規定される工事の完了確認の通知は、工事完了確認通知書(様式第9号)によるものとする。

(融資の実行等の報告)

**第19条** 取扱金融機関は、融資を実行したときは、速やかに新規融資実行報告書(様式第10号)により市長に報告しなければならない。

2 取扱金融機関は、融資の償還が完了したときは、償還完了報告書(様式第11号)により、翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

3 取扱金融機関は、毎年度、6月、9月、12月及び3月の各月末の融資の状況を翌月の10日まで(3月にあつては、その見込みを当月の20日まで)に、融資状況報告書(様式第12号)により市長に報告しなければならない。

(施工業者の選定)

**第20条** 融資の申込者は、工事の施工業者について、室蘭市内に事業所又は営業所を有し、かつ、現に営業を行っているものを選定しなければならない。

(工事内容の確認)

**第21条** 融資の申込者は、工事内容について、着工前に市長と協議し確認を受けるものとする。ただし、市長が確認不要と認める場合は、この限りでない。

(融資の制限)

**第22条** 次の各号に該当する場合は、原則的に融資の対象としない。

- (1) 工事の対象が建築基準法(昭和25年法律第201号)に違反する建物である場合。(ただし、違反の是正を同時に行う場合を除く)
- (2) 工事の対象が、前号に規定する建築が存する宅地である場合(ただし、違反の是正を同時に行う場合を除く)
- (3) 工事の対象が、法令に違反する行為により造成された土地である場合。(ただし、違反の是正を同時に行う場合を除く)

- (4) 対象土地等に係る市税の滞納がある場合。
- (5) 融資を受けようとする者に市税の滞納がある場合。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、融資のあっせんをすることが不適當であると市長が認める場合。

(委任)

**第23条** 規則及びこの要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。